

アルゼンチン金融経済能力（CEF） システムについて

（2019年8月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2019年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチン金融経済能力（CEF）システムについて

2018年8月14日付で公布された公共歳入連邦管理庁（以下、AFIP）決議第4294号に基づく金融経済能力システム（Sistema de Capacidad Económica Financiera、通称CEFシステム）が2019年に入って本格的に施行されている。

AFIPの同決議によると、CEFシステムは個人または法人など、納税者の支払能力を査定することで、税務、関税、社会保障財源などのリスク管理に役立つツールとなっている。

CEFシステムは、AFIPのホームページ上（<http://www.afip.gob.ar>）に開設され、毎月、個人または法人の各納税者が提供する経済・金融活動、資産など、以下①～⑨にかかる項目のデータを基に、各納税者の支払能力上限額を算出する仕組みである。

表：AFIPが納税者の支払い能力を査定する際に参照するデータ項目

①	所得税・みなし最低所得税・付加価値税・個人資産税の納税額
②	抵当
③	不動産売買
④	動産売買
⑤	固定資産購入
⑥	給与または従業員に支払う給与
⑦	クレジットまたはデビットカードの利用額
⑧	共益費の支払額
⑨	銀行および金融機関からの借り入れ

同上限枠は、特定の経済活動または貿易取引を行うにあたって、それらに見合った収入または支払能力を有するかを検証する。

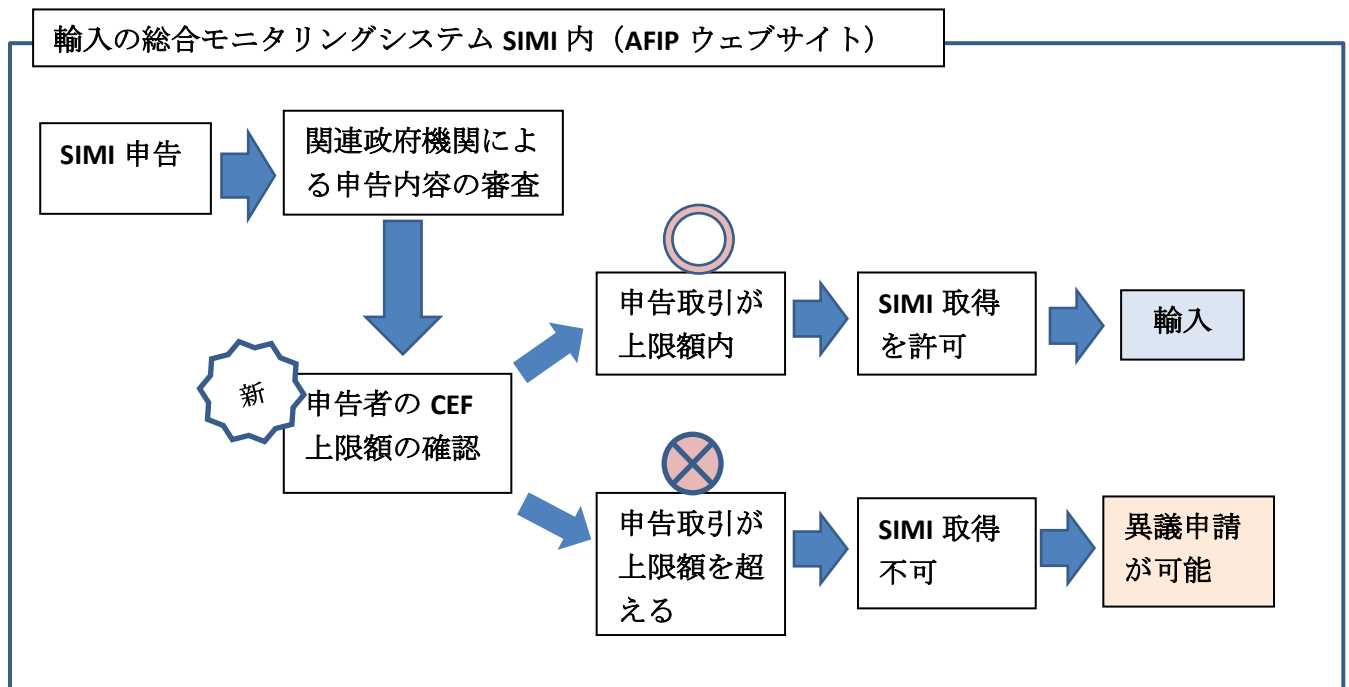
特に、貿易取引に関連しては、輸入取引の申告を行うための「輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）」がAFIP決議第4185/2018号で制定され、その後2018年12月19日付のAFIP決議第4364/2018号の改正によって、SIMI申告書を取得するには、CEFシステムを通じて申告業者の経済力・支払能力を確認するとしている。

例えば、資本金が2万ドルと申告している企業が、SIMIを通じて300万ドルの輸入取引を求めた場合、または複数の取引の合計金額が企業規模（2万ドル）を大きく上回る取引額となった場合、システム上では許可されないかたちとなるため、注意が必要である（図を参照）。

申告者は、AFIP のシステムを通じて異議の申し立てや上限額の見直しを申請することは可能で、当局側より、改正を行うための関連書類の提出が求められる。

関連団体からは、輸入取引の手続きを遅延させるまたは妨げとなっているとの批判の声も挙がっている。一方で、当局側は不正や脱税を防ぐための重要なシステムであると主張している。

図：輸入の総合モニタリングシステムと CEF システムについて



<Q&A>

Q: 日系企業 A 社は CEF 制度によって「支店としての輸入枠の上限」が「10 万アルゼンチン・ペソ」までとされており、輸入しようとしている製品の価値（100 万アルゼンチン・ペソ）を下回るため、許可が下りない。

A: CEF 制度の第 8 条にある上限額見直し（異議）申請手続きから AFIP に手続きする。また、申請に対しては関連書類の準備が求められる。